

品川区ファミリー・サポート・センター事業に関する補助金交付要綱

制定 令和 7年 4月 1日 区長決定

改正 令和 8年 4月 1日

要綱第78号

(目的)

第1条 本事業は、品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成14年品川区要綱第8号）の規定に基づき援助活動（以下「援助活動」という。）を実施する提供会員（同要綱に規定する提供会員をいう。以下同じ。）に対して、提供会員活動報酬の補助および、ファミサポマイスター補助を実施し、活動に対する報酬の上乗せとして補助金を交付することにより、提供会員数の確保を図ることを目的とする。

(提供会員活動報酬の補助)

第2条 区長は提供会員に対し、補助を行うことができる。

(しながわファミサポマイスター補助)

第3条 区長は、提供会員のうち、次のいずれかに該当する会員を「しながわファミサポマイスター」と位置付け、当該会員に対し、前条に規定する補助に加え、援助活動に対する報酬の上乗せとして、補助を行うことができる。

- (1) 次条に規定する講習をすべて修了した者
- (2) 東京都が主催する子育て支援員研修（基本研修および地域保育コースの共通専門研修）をすべて修了した者
- (3) 他自治体が主催する子育て支援員研修（基本研修および地域保育コースの共通専門研修）をすべて修了した者で、かつ、区が主催する児童虐待防止研修の講習を受講したもの

(しながわファミサポマイスターの講習の実施)

第4条 区長は、前条の規定による補助を受けようとする提供会員を対象に別表1に定める内容に係る講習を実施する。

(しながわファミサポマイスターの登録)

第5条 第3条の規定による補助を受けようとする提供会員は、あらかじめ、しながわファミサポマイスターである旨の区長による登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする提供会員は、品川区ファミリー・サポート・センターマ

イスター登録申請書（第1号様式）により区長に登録の申請をしなければならない。

（しながわファミサポマイスターの登録の決定）

- 第6条 区長は、前条第2項の規定による登録の申請があったときは、登録の可否を決定し、速やかに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録承認（不承認）通知書（第2号様式）により登録の申請を行った提供会員に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定によりしながわファミサポマイスターとしての登録の承認を受けた者（以下「登録者」という。）を別に区長が定める台帳に登録するものとする。

（しながわファミサポマイスターの届出）

- 第7条 登録者は、提供会員として援助活動を行うことがなくなったときには、直ちに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター登録抹消届（第3号様式。以下「登録抹消届」という。）を区長に提出しなければならない。ただし、区長は、品川区ファミリー・サポート・センター会則に規定する要件により提供会員の取消しがあった場合は、職権により当該提供会員の登録を抹消するものとする。
- 2 登録者は、氏名、住所その他の登録事項に変更があったときは、速やかに品川区ファミリー・サポート・センターマイスター変更届（第4号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前2項の規定による届出があったときは、当該登録者の登録を抹消し、または当該登録内容を変更するものとする。

（補助金の金額）

- 第8条 第2条および第3条の規定による補助は、補助単価に援助活動に係る時間を乗じた額を補助金として交付するものとする。
- 2 前項の補助単価は、提供会員活動報酬の補助においては別表2の通りとし、品川ファミサポマイスターにおいては1時間あたり200円とする。
- 3 前1項の援助活動に係る時間は、前1項の援助活動に係る時間は、第6条第1項の規定により区長が登録承認の通知を行った日以降において登録者が援助活動を開始したとき（援助開始地への移動時間を含む。）から、援助を終了したとき（帰宅までの移動時間を含む）までの時間とする。ただし、申請受付分の合計時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を切り上げ1時間として算定する。

（補助金の申請）

- 第9条 前条第1項の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする登録者は、前期申請受付分（4月から9月までの間に補助金の交付申請の受付を行った分をいう。以下同じ。）は10月10日、後期申請受付分（10月から翌年3月までの間に補

助金の交付申請の受付を行った分をいう。以下同じ。)は4月10日までに、品川区ファミリー・サポート・センター補助金交付申請書(第5号様式。以下「申請書」という。)により区長に補助金の交付申請をする。

(交付決定等)

第10条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、補助することを適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、その決定内容およびこれに付した条件を品川区ファミリー・サポート・センター補助金交付決定通知書(第6号様式)により提供会員に通知するとともに、速やかに補助金の交付を行うものとする。

2 区長は、補助金を前期申請受付分および後期申請受付分に分けて交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を受けた登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に規定するときに準ずる場合として区長が不適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその内容について当該登録者に品川区ファミリー・サポート・センター補助金交付決定取消通知書(第7号様式。以下「取消通知書」という。)により通知する。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を当該登録者に命じるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 補助金の交付の決定を受けた登録者は、補助金に関する書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(情報提供)

第14条 品川区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の規定に基づくセンターは、提供会員から提出される報告書の内容をファミリー・サポート・センター事業の補助金交付に係る活動実績として区へ提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

別表1

別表（第3条関係）

	内容	時間（目安）
1	子どもの栄養と食生活	1.5時間
2	子どもの心の発達とその問題	3時間
3	子どもの健康管理	2時間
4	子どもの障害	3時間
5	児童虐待防止	2時間
6	子どもの遊びと生活	2時間
7	マイスター事業を円滑に進めるために	1時間

備考

講習の時間（表中の講習および品川区ファミリー・サポート・センターが実施する講習の合計）が24時間以上となるよう実施する。

別表2（第2条関係）

区分		補助単価（1時間当たり）
午前7時～午後7時	平日	100円
	土日・祝	300円
上記時間外の活動		200円

備考

1. 表中の「補助」は、子ども1人の場合の金額である。
2. 「上記時間外の活動」には、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を含むとする。
3. 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
4. 利用時間が1時間を超えて1時間未満の端数が生じた場合は、次のように算定する。

端数30分以下	0.5時間
端数31分以上1時間	1.0時間
5. 依頼会員の都合で利用をキャンセルした場合は、次の補助を提供会員に交付するものとする。

前日までのキャンセル	0円
当日のキャンセル	1時間分の補助
無断のキャンセル	利用予定時間の全額分の補助